

## 補助対象経費（女性がいきいきと活躍する地域づくり事業応援補助金）

補助対象となる経費は、事業目的達成のために必要なものに係る経費のうち、次の表に定める経費となります。

対象経費	補助対象経費（例）	補助対象外経費（例）	備考
謝金	講師に対する謝礼金など	構成員に対する出役費、構成員への謝金など	社会通念上認められる範囲の金額
講師旅費	講師の交通費、宿泊費などに関する費用	構成員、参加者の交通費、宿泊費などに関する費用	
消耗品費	事務用品、用紙代など		概ね事業実施年度に使用するもの
印刷製本費	資料、チラシ、ポスターなどの印刷費		
通信運搬費	ハガキ、切手代など	使用目的や使用分が特定できない電話代など	
保険料	参加者や構成員に関する保険料		
委託料	ごみ処理、会場警備委託料など		
使用料及び賃借料	会場・備品の使用料、機材の借上げ料など	構成員が所有する備品等の使用料	
原材料費	材料費	構成員の飲食にかかる費用	要協議
備品費			概ね5,000円以上の使用頻度に耐えるもので、購入費の合計を10万円以内とする
その他	市長が特に必要と認めたもの	振込手数料 代引手数料	要協議

※ 交付申請事業以外に係る経費、通常の団体運営に係る経費、団体・個人の財産形成になる経費は補助対象経費となりません。

※ 1度に10万以上の支払いをされる際は銀行振込としてください。（ただし、振込手数料は補助対象経費となりません。）

※ クレジットカード払いの場合は、団体名義のカードのみ対象であり、団体の代表者や構成員が所有するカードで支払いされた経費は補助対象経費となりません。

※ 金券、ポイント等を利用して支払いをされた経費は補助対象経費となりません。

※ 支出に迷われる場合は市民活動課まで事前にご連絡ください。